

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年十月四日奈良県指令郡土第八一―三七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十月二十一日郡土第五一九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年十月二十一日郡土第一五七号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市小泉町二〇四七番一、二〇四七番四、二〇四八番一、二〇四八番三、二

〇四九番一三、二〇四九番一四、二〇四九番一五、二〇四九番一六、二〇四九番一七、

三七六五番一、三七六五番二及び三七六五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町二〇四九番地の一

大蔵武

大蔵武秀

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市小泉町二〇四七番四、二〇四九番一七及び三七六五番三